平成２４年（フ）第１２４１号
福岡市南区屋形原４丁目25番８号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区長丘１丁目６番23―501号
破産者　木下　雅知
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３８号
福岡市博多区吉塚２丁目20番23―703号
破産者　石堂　義文
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１３号
福岡市博多区吉塚２丁目20番23―703号
破産者　石堂美沙子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３８号
札幌市西区二十四軒３条７丁目５番28―724号
破産者　牧田亜紀菜（開始決定時の姓橋本）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１１号
北海道千歳市北光４丁目５番７号
破産者　久慈　　登
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２２号
札幌市豊平区平岸３条８丁目７番12号　信和コーポ205号
破産者　杉森　　誠
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９４号
仙台市泉区市名坂字野蔵50番地の60
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
埼玉県草加市氷川町2141番地１
破産者　近藤千代子
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
埼玉県越谷市大字大泊657番地８
破産者　永野　春美
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市花田６丁目９番地13　ベルフォーレ花田弐番館202、旧住所埼玉県越谷市宮前１丁目22番地４坪田方
破産者　上田　邦彦
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市花田６丁目９番地13　ベルフォーレ花田弐番館202、旧住所埼玉県越谷市宮前１丁目22番地４坪田方
破産者　上田　幸子（旧姓坪田）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
長野県松本市大字里山辺485番地６
破産者　木戸岡加奈子
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１８４号
愛知県一宮市高田字長田12番地
破産者　あさひ鮨こと　篠田　三郎
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８１号
愛知県江南市東野町鐘鋳山81番地　県営東野住宅２棟102号
破産者　長谷川明美
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７１１号
京都府八幡市八幡御幸谷44番地の27
破産者　箕田　敏男
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
兵庫県加古川市野口町長砂78番地の３
破産者　佐々木榮治郎
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市保城186番地６、従前の住所兵庫県神崎郡市川町甘地480番地の１
破産者　埴岡建具店こと　神谷　正秀
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県佐用郡佐用町真宗35番地
破産者　阿曽　真弓
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１７９号
佐賀市西与賀町大字相応津31番地、開始決定時の住所佐賀市久保田町大字久富3461番地３
破産者　田中　茂一
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
山形県鶴岡市美原町30番50号
破産者　プランティックトゥ・ワンこと　石川　利夫
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部